

# 山梨県公報

第千九百十四号

平成二十一年

一月十五日

木曜日

## 目次

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 保安林の指定の予定                     | 一三三 |
| 家畜人工授精に関する講習会の開催              | 一三三 |
| 県営土地改良事業計画の変更                 | 一三三 |
| 道路の区域変更(二件)                   | 一四四 |
| 道路の供用開始                       | 一四四 |
| 公告                            | 一四五 |
| 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見 | 一五五 |
| 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)       | 一五五 |
| 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について       | 一五七 |

## 告示

### 山梨県告示第八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年一月十五日

山梨県知事 横内正明

- 保安林の所在場所  
南巨摩郡南部町内船字大林一四四〇三の三、一四四〇四の一、一四四〇九の一、一四四〇九の三、一四四一〇の一、一四四一〇の三、一四四一一、一四四一二、一四四一四、一四四三四、一四四三五の一、一四四三五の三、一四四三五の五
- 指定の目的  
水源のかん養
- 指定施設要件
- (一) 立木の伐採方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第九号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成二十年度家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十一年一月十五日

山梨県知事 横内正明

### 一家畜の種類

### 牛

### 二 開催期間

平成二十一年二月九日(月)から三月四日(水)までの十七日間(土曜日、日曜日及び国民の祝日は除く。)

なお、三月五日(木)及び同月六日(金)に修業試験を行う。

### 三 開催場所

北杜市長坂町長坂上条六百二十一番二号 山梨県酪農試験場

### 四 定員

二十名

### 五 受講申込方法

受講希望者は、受講申請書を平成二十一年一月二十六日(月)までに山梨県農政部畜産課(甲府市丸の内一丁目六番一号)に提出すること。ただし、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二十四条の二の規定に基づき受講及び修業試験の免除を受けようとする者は、学科目取得証明書を併せて提出すること。

### 六 その他

詳細については、山梨県農政部畜産課(電話〇五五 一三七 一一一内線五二六二番)に問い合わせること。

### 山梨県告示第十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用す

る同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業牧丘東部地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。  
 なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十一年一月十五日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十一年一月十六日から同年二月十三日まで

三 縦覧場所

山梨市役所

四 異議申立期間

平成二十一年二月十四日から同年二月二十八日まで

山梨県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩山停車場大菩薩嶺線
- 三 道路の区域

| 区 間  | 旧新の別         |               | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--|--------------|---------------|-----------------|---------------|
|  | 旧            | 新             |                 |               |
| 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一<br>一五地先から<br>甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の一<br>一九地先まで | 九・二丁<br>一〇・七 | 一〇・五丁<br>一一・九 |                 | 二二二・〇         |
|  |              |               |                 |               |

山梨県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十一年二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四尾連湖公園線
- 三 道路の区域

| 区 間  | 旧新の別         |              | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--|--------------|--------------|-----------------|---------------|
|  | 旧            | 新            |                 |               |
| 西八代郡市川三郷町山保字上ノ家二六二七番の一<br>西八代郡市川三郷町山保字上ノ家三三二〇番の一<br>地先まで | 一四・〇<br>三三・六 | 二二・七<br>三六・三 |                 | 二二二・〇         |
|  |              |              |                 |               |

山梨県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十一年二月五日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月十五日

山梨県知事 横内正明

| 道路の種類 | 路線名     | 区 間  | 延 長<br>(メートル) | 供用開始の<br>期 日 |
|-------|---------|--|---------------|--------------|
| 県道    | 笛吹市川三郷線 | 笛吹市芦川町鷺宿字新倉二七<br>三番の三<br>笛吹市芦川町鷺宿字新倉二七<br>二番の一<br>地先まで | 二〇〇・〇         | 平成二十一年一月十五日  |

# 公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により蕪崎市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十一年二月十五日まで縦覧に供する。

平成二十一年一月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 1 名称 ライフガーデンにらさき
- 2 所在地 蕪崎市若宮二丁目千二百八十八の一番外
- 二 届出の内容及び公告日
- 1 内容 新設
- 2 公告日 平成二十年八月二十一日
- 三 意見の概要
- 1 歩行者の通行の利便の確保等
- 2 騒音問題に対応するための対応策について
- 3 廃棄物等の保管について
- 4 街並みづくり等への配慮等

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年一月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十二月八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 株式会社グローバル建設
- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市篠原二千八百八十四番地
- 3 破産管財人の氏名 小野正毅
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第九〇六三号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年十二月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年一月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十二月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 日本バイピング工業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉三丁目二十六番十六号
- 3 代表者の氏名 伏見直樹
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一八）第七号
- 四 処分の内容 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年十二月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年一月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十二月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 ベスト企画有限公司
- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡山中湖村山中二百五十一番地八
- 3 代表者の氏名 高村権造
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第八六九七号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年十二月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年一月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十二月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社丸真冷熱
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市上町二千百三十五番地
  - 3 破産管財人の氏名 東條正人
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一九）第三八〇六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可並びに管工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年十二月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年一月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十二月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社共和組
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田三千七百五十七番地二
  - 3 代表者の氏名 宮下輝幸
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第五〇一八号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年十二月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年一月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十二月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 川上土木株式会社
  - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市旭二丁目四番十四号
  - 3 破産管財人の氏名 甲光俊一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第二七〇〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年十二月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年一月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十年十二月二十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 有限会社ケイエム
  - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡増穂町青柳町七百四十三番地一
  - 3 破産管財人の氏名 柴山聡
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一七）第六七一七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十年十二月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十一年一月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十年十二月二十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社室渡建設

2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町袖口六百六十五番地

3 破産管財人の氏名 大西達也

三 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第八四三九号

四 処分の内容 石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道

施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十年十二月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

◎ 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十一年一月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中央市西花輪字村北三九一六の一、三九一六の四、三九一六の五、三九一六の六、

四一三五の二、四一三五の三、四一三五の四、四一三五の五、四一三五の六、四一三

五の七、四一三五の八、四一三五の二二及び四一三五の一三の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

| 公共施設の種類 | 位置及び区域  |
|---------|---------|
| 道 路     | 次の図のとおり |

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市幸町九番三十二号 小口マタイ株式会社 代表取締役 小口博

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番